

質問

署名調査表（エクセルシート）と、例として、点検票（中川区）をお送りさせていただきます。

昨日の説明で、A3用紙で請求代表者が収集した署名簿については、署名調査表の左から5列目の委任状が「添付されている」欄は、空欄とし、「1」とは記入しないことは理解しました。

今回の質問は、調査結果欄の左側から2列目の「署名簿（簿冊が無効であると判断される（する場合は1を記入し、内容を備考欄に記入）」欄に関してとなります。

令和2年12月21日付の「2選挙第236号」の調査（依頼）の調査要領の「3 各調査事項」「(3) 署名簿」では、「事務資料9ページから11ページまでを参考に、…確認を行い」とし、「なお、実地調査や証人尋問を行うことなく無効であると認められるものだけを入力すること。」となっています。

「事務資料9ページから11ページまで」ですが、10ページの(1)ア「(イ) 簿冊の審査」では「・委任状の有無、内容」が審査事項となっているとともに、同

/

ページの【判定基準】(形式的審査)「1 署名簿の添付書類を欠く場合」「③ 受任車が収集した署名簿に委任状(請求代表者の押印が必要)が綴り込まれていない場合」が、添付書類を欠く場合として無効である例としてあげられています。

仮提出時に、選管が提出している署名簿点検票では、「委任状の記載がない、直接請求者が収集した、A3版の署名簿」は、(有効無効の判定とは無関係に)点検事項欄上は「委任状無」とされているものと理解しています。

(添付した中川区の点検票参照)。

そうだとすると、「委任状の記載がない、直接請求者が収集した、A3版の署名簿」については、署名調査表では、「委任状無」という形式的な理由で、簿冊が無効に該当するとして処理されているのではないかとの疑問を持ちました。

私の理解不足であろうかとは思いますが、

県下選管では、署名簿点検票の記入に従い、仮提出時の署名簿点検票の点検事項の表紙・請求書・証明書・委任状の書類のいずれかを欠いている場合には「該当」として、簿冊が無効であるとカウントをしているという疑義を有しています。それを打ち消す理由があれば教えてください。

署名簿数計算票及び署名簿点検票

市区町村名 名古屋市中川区

③ 署名簿の番号	④ 署名数	⑤ 署名簿				⑩ 点検事項				備考
		⑥ 署名番号	⑦ 欠番	⑧ 枝番	⑨ 重複	表紙	請求書又は写	証明書又は写	委任状	
3276	7	3026~3032				有 無	有 無	有 無	有 無	
3277	7	3033~3039				有 無	有 無	有 無	有 無	
3278	7	3040~3046				有 無	有 無	有 無	有 無	
3279	7	3047~3053				有 無	有 無	有 無	有 無	
3280	7	3054~3060				有 無	有 無	有 無	有 無	
3281	7	3061~3067				有 無	有 無	有 無	有 無	
3282	7	3068~3074				有 無	有 無	有 無	有 無	
3283	6	3075~3080				有 無	有 無	有 無	有 無	
3284	10	3081~3090				有 無	有 無	有 無	有 無	
3285	9	3091~3099				有 無	有 無	有 無	有 無	
3286	7	3100~3106				有 無	有 無	有 無	有 無	
3287	10	3107~3116				有 無	有 無	有 無	有 無	
3288	3	3117~3119				有 無	有 無	有 無	有 無	
3289	10	3120~3129				有 無	有 無	有 無	有 無	
3290	10	3130~3139				有 無	有 無	有 無	有 無	
⑪ 署名簿小計	15	冊	⑫ 署名小計	114	人	⑬ 署名簿総計	冊	⑭ 署名総計	人	

備考 1 ⑦、⑧、⑨には該当する署名番号を記載すること。
 2 ⑩、⑪には小計を記載し、最終頁には⑬、⑭に総計を記入すること。

第4 署名簿の審査

1 署名の証明

請求代表者から署名簿の提出を受けた市区町村選管は、その署名簿について審査し、署名の効力を決定して署名者が選挙人名簿に登録された者であることを証明しなければならない(法81②で準用する法74の2①)。

市区町村選管が、署名し、印を押した者が選挙人名簿に登録された者であることの証明をすることによって、有効と決定するものである。

2 審査期間

市区町村選管における署名の審査期間は、署名簿を受理した日(仮提出の場合は本提出の申出の日)から20日以内である(法81②で準用する法74の2①)。期間計算は、署名簿の提出の日の翌日を第1日とし、20日目に当たる日までである。

- 審査期間の規定は訓示規定であり、やむを得ない事情によってその期間を経過した場合であっても審査は続行される。
- 市区町村選管は、署名簿の提出を受けたときは、この期間内に審査を完了することができるよう、速やかに審査に着手しなければならない(昭32.11.9実例)。

3 審査の内容

市区町村選管における署名簿の審査は、署名簿自体の審査(形式的審査)と個々の署名が選挙権を有する者の自署によるものであるかどうかの審査(実質的審査)に分けて実施し、効力判定を行う。その際には、それぞれ「署名簿審査票」(様式第4号)及び「署名審査カード」(様式第5号)を用いる。

県に対する請求であるので、市区町村選管においては法定署名数の審査は行わない。したがって、市区町村選管は、提出された署名簿の署名数がたとえ数人であっても、様式第1号その2の文書で法定署名数に達していることが確認できれば、審査を行うこととなる。

- 署名簿の提出を受けた市区町村選管は、請求理由の内容の当否について審査権限を有するものではない(昭28.12.4最高裁)。また、事由の如何を問わず、証明ができないことを理由として請求を却下することはできない(昭28.6.24青森地裁)。

(1) 形式的審査(簿冊審査)

ア 署名簿の提出

署名簿が法定期間内に提出されたものであるか確認する。

提出期限を経過している場合又は当該署名簿が仮提出すべき期間中に仮提出されなかった場合には、市区町村選管は署名簿の審査を拒否し、却下しなければならない(令116で準用する令94④)。

イ 署名簿の審査

署名簿は、正規の形式的要件を備えた簿冊であることが必要であり、このため、各署名簿について、個々に形式的要件の審査を行うものである。

この審査は、「署名簿審査票」を用い、各簿冊単位でそれぞれ審査項目を確認し、要件の適否を判定する。この場合、審査項目として、次の事項が考えられる。

(7) 受任者の審査

受任者の審査は、まず審査すべき署名簿から所要事項を「署名簿審査票」(様式第4号)に転記する。次に、受任者の選挙人名簿登録の有無について確認する。

- 受任者が選挙人名簿に登録されていない場合は、署名簿審査票の「受任者」欄の「無効」に○印を付し、当該署名簿のすべての署名を無効(簿冊無効)とする。この場合、当該署名簿について個々の署名の実質的審査は行わない。

(4) 簿冊の審査

- ・ 請求書又はその写しの有無、内容
- ・ 証明書又はその写しの有無、内容
- ・ 委任状の有無、内容
- ・ その他

【判定基準】 (形式的審査)

1 署名簿の添付書類を欠く場合

次の事項に該当する署名簿は、いずれも無効(簿冊無効)とする(昭23.12.1実例)。

- ① 請求書又はその写しが綴り込まれていない場合
- ② 証明書又はその写しが綴り込まれていない場合
- ③ 受任者が収集した署名簿に委任状(請求代表者の押印が必要)が綴り込まれていない場合

2 添付書類の内容に瑕疵がある場合

署名簿の表紙の記載が規則別記様式と若干異なっていたり、署名簿の有効無効欄や備考欄を欠いていたりするからといって、それだけではその署名簿が無効であるとはいえない(昭24.4.14実例、昭28.6.12最高裁)。

- ① 請求書又はその写し
 - ・ 県選管に提出された当初のものと内容が異なるものを添付した署名簿は無効とする(昭25.12.11実例)。
 - ・ 単に文字の相違が軽微な瑕疵であり、その相違があることにより内容に実質的変更を来さないならば、署名簿の効力に影響を及ぼさない(昭30.10.10実例、昭38.12.25実例)。
- ② 証明書又はその写し
 - ・ 内容に重大な瑕疵があるものを添付した署名簿は無効とする。
- ③ 委任状
 - ・ 請求代表者の全員によらない委任状又は請求代表者の氏名が自署若しくは記名されているが印のない委任状を添付した署名簿は無効とする(昭25.7.25実例、昭30.12.1実例、昭29.9.30神戸地裁、昭38.7.19新潟地裁)。

整理番号	投票区	署名簿番号	署名番号	委任状が添付されている（該当する場合は1を記入）	委任状の内容				署名簿に書かれた内容			署名簿の住所と選挙人名簿の住所が異なる場合には選挙人名簿の住所等	調査結果														備考	簿冊無効 ※入力不要	署名無効 ※入力不要		
					住所	生年月日	氏名	委任年月日	住所	生年月日	氏名		受任者	署名簿	署名																
															①	①'	②	③-1	③-2	④その他（該当する場合は1を記入）											
合計													2	1	2	0	1	2	2	0	0	0	1	0	1	1	9	3	8		
1	○○○	1	1	1	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○	○.○.○	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○																				
2	○○○	1	2	1	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○	○.○.○	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○							2	2												
3	○○○	1	3	1	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○	○.○.○	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○							2	2												
4	○○○	1	4	1	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○	○.○.○	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○										1										
5	○○○	1	5	1	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○	○.○.○	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○																				
6	○○○	1	6	1	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○	○.○.○	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○																				
7	○○○	2	1	1	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○	○.○.○	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○																				
8	○○○	2	2	1	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○	○.○.○	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○																				
9	○○○	3	1						○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○																				
10	○○○	4	1	1	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○	○.○.○	○○市○○町○○番地○	○.○.○	○○○○																				

受任者欄が空欄又は受任者欄が抹消されているもの（×印）等は、委任状は添付されていないものとする。

網掛け部分の情報は、必要に応じて入力し、調査終了後に削除する。

転居した場合を想定（選挙人名簿に登録されている限り当該署名は有効）

受任者が選挙人名簿に登録されていない場合であっても、署名簿・署名の項目について確認すること。
署名簿が無効であると判断した場合であっても、署名の項目について確認すること。
署名者が選挙人名簿に登録されていない場合であっても、①'以下の項目について確認すること。

重複分については、一番若い整理番号のセルを空白とし、それ以外のセルに一番若い整理番号を記入する。
令和2年8月25日より前に死亡している者（把握可能な範囲で）ただし、明治生まれ、大正生まれ、昭和1桁生まれは必ず確認する。

署名収集期間終了後に収集されたと認められるもの
署名収集禁止期間中に収集されたと認められるもの

同一人分については、一番若い整理番号を記入する。

自己情報開示請求の結果、自己の署名でないとの申出があった場合は、その旨を記入する。
調査結果のいずれかに該当する場合に○（自動表示）
署名簿が無効であると判断される場合はその内容を記入するほか、自己情報開示請求があったものについてはその旨記載し、その他参考となる事項があれば記入する。